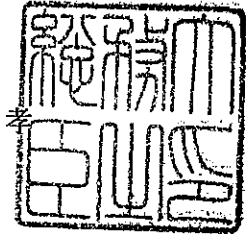




総政企第98号
平成25年5月17日

統計委員会委員長
樋口美雄 殿

総務大臣
新藤 義孝



諮問第52号
農林業センサスの変更について（諮問）

標記について、農林水産大臣から平成25年5月2日付け25統計第120号により別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

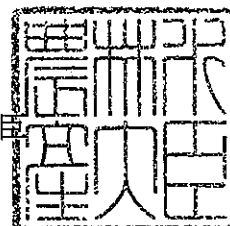
別 添

25統計第120号

平成25年5月2日

総務大臣 殿

農林水産大臣



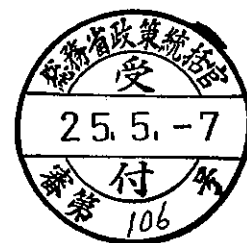
基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

農林業センサス

主管部課	農林水産省大臣官房統計部センサス統計室
事務担当者	課長補佐（農林業センサス統計第1班担当）矢口 隆行 電話：直通 03(3502)5648 e-mail:takayuki_yaguchi@nm.maff.go.jp 課長補佐（農林業センサス統計第2班担当）星下 淳一 電話：直通 03(6744)2256 e-mail:junichi_hoshishita@nm.maff.go.jp



申請事項記載書

別紙

- 1 調査の名称 農林業センサス
- 2 変更の内容

変 更 案	変 更 前	変更理由
<p>1～2 (略)</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 属性的範囲</p> <p>ア 農林業経営体調査票</p> <p>農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としないものは除く。また、林業を行う者については、<u>森林経営計画</u>（注2）若しくは<u>森林施業計画</u>（注3）に従って施業を行う者又は保有山林において調査期日前5年間継続して育林若しくは伐採を実施した者、並びに素材生産業において調査期日前1年間に200立方メートル以上の素材生産を行った者を対象とする。以下同じ。なお、農林業経営体の定義については、別添1を参照。）</p> <p><u>（注2）「森林経営計画」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第11条第5項の認定に係る申し出を行うため、同法第11条第1項に基づき森林所有者等が、対象とする森林についての森林施業の実施に関して5年を一期として作成された長期の方針をいう。</u></p> <p><u>（注3）「森林施業計画」とは、旧森林法第11条第4項の認定に係る申し出を行うため、同法第11条第1項に基づき森林所有者等が、対象とする森林についての森林施業の実施に関して5年を一期として作成された長期の方針をいい、森林法の改正にともなう経過措置として、附則（平成23年4月22日法律第20号）第8条において、改正森林法の施行以前に認定を受けた</u></p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 属性的範囲</p> <p>ア 農林業経営体調査票</p> <p>農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としないものは除く。また、林業を行う者については、<u>森林施業計画</u>（注2）に従って施業を行う者又は保有山林において調査期日前5年間継続して育林若しくは伐採を実施した者、並びに素材生産業において調査期日前1年間に200立方メートル以上の素材生産を行った者を対象とする。以下同じ。なお、農林業経営体の定義については、別添1を参照。）</p> <p><u>（注2）「森林施業計画」とは、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第四項の認定に係る申し出を行うため、同法第十一条第1項に基づき森林所有者等が、対象とする森林についての森林施業の実施に関して5年を一期として作成された長期の方針をいう。</u></p>	<p>森林法改正に伴い、改正内容に合わせた変更</p>

森林施業計画において定められている森林施業の実施については、なお従前の例による、とされている。

イ 農山村地域調査票（市区町村^(注4)用）

市区町村

(注4)「市区町村」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第3項に規定する市町村（指定都市は除く。）、同法第252条の19第1項に規定する指定都市の行政区並びに同法第281条第1項に規定する特別区をいう（以下同じ。）。

ウ 農山村地域調査票（農業集落用）

農業集落（全域が市街化区域^(注5)の農業集落を除く。以下同じ。なお、農業集落の定義については、別添1を参照。）

(注5)「市街化区域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の協議が整ったものをいう。

4 報告を求める者

(1) 数^(注6)

ア 農林業経営体調査票

約1,730,000

イ 農山村地域調査票（市区町村用）

約1,900

ウ 農山村地域調査票（農業集落用）

約140,000

(注6) 報告者数は、平成22年（2010年）調査の実績

(2) 選定方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

ア 農林業経営体調査票

農林業経営体調査客体候補名簿を母集団として利用する。

農林業経営体調査客体候補名簿は、農林水産大臣が定めるところにより、本調査の実施に先立ち、市町村^(注7)が、調査年の前年の11月1日現在において作成する名簿であり、同名簿で把握した者のうち、農林業経営体に該当する者のすべてに対して調査を行う（名簿上は、農林業経営体に該当しない小規模な農家や林家も含まれている。）。

イ 農山村地域調査票（市区町村用）

市区町村

ウ 農山村地域調査票（農業集落用）

農業集落（全域が市街化区域^(注3)の農業集落を除く。以下同じ。なお、農業集落の定義については、別添1を参照。）

(注3)「市街化区域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の協議が整ったものをいう。

4 報告を求める者

(1) 数^(注4)

ア 農林業経営体調査票

約2,090,000

イ 農山村地域調査票（市区町村用）

約1,800

ウ 農山村地域調査票（農業集落用）

約140,000

(注4) 報告者数は、平成17年（2005年）調査の実績

(2) 選定方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

ア 農林業経営体調査票

農林業経営体調査客体候補名簿を母集団として利用する。

農林業経営体調査客体候補名簿は、農林水産大臣が定めるところにより、本調査の実施に先立ち、市区町村が、調査年の前年の12月1日現在において作成する名簿であり、同名簿で把握した者のうち、農林業経営体に該当する者のすべてに対して調査を行う（名簿上は、農林業経営体に該当しない小規模な農家や林家も含まれている。）。

政令市については、行政区ごとに調査対象としているため、その旨を明確化（内容の変更は伴わない）

注積が増えたことに伴う注積番号の変更（以下、注積番号については同じ）

2010年世界農林業センサス結果を用いることによる数の変更及び注積内容の変更

行政区ごとに調査対象としていることを明確化したことに伴い、報告者数を修正（内容の変更は伴わない）

行政区を含めた「市区町村」との違いを明らかにするため、用語を変更し、注積を追加

調査票の配布を早期化することに伴う市区町村段階での名簿作成時点の変更

(注7)「市町村」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区を含む（以下同じ。）。

イ 農山村地域調査票（市区町村用）

調査実施年の2月1日現在の市区町村のすべてに対して調査を行う。

ウ 農山村地域調査票（農業集落用）

農林業センサス農業集落名簿を母集団として利用する。

農林業センサス農業集落名簿は、市区町村の保持する情報等を基に地方農政局^(注8)、北海道農政事務所^(注9)、地方農政局の地域センター、北海道農政事務所の地域センター及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター（以下「地域センター等」と総称する。）の長が作成する名簿であり、地域の実情に精通する者（以下、「農業集落精通者」という。）に関する情報が含まれており、同名簿に搭載された農業集落精通者に対して調査を行う。

(注8) 地方農政局の所在する府県内に地域センターが置かれていない場合においては当該府県内の全域に関する統計事務を、地方農政局の所在する県内に地域センターが置かれている場合においては当該県内に所在する地域センターの管轄以外の地域に関する事務を、地方農政局（地域統計室）が担当する。

(注9) 北海道農政事務所においては、道内に所在する地域センターの管轄以外の地域に関する統計事務を、北海道農政事務所（地域統計室）が担当する。

(3) 報告義務者

ア 農林業経営体調査票

農林業経営体を代表する者

ただし、農林水産大臣が指定する地域に該当する農林業経営体については、政府統計共同利用システムを利用して報告することができる。

イ 農山村地域調査票（市区町村用）

市区町村長

ウ 農山村地域調査票（農業集落用）

イ 農山村地域調査票（市区町村調査用）

調査実施年の2月1日現在の市区町村のすべてに対して調査を行う。

ウ 農山村地域調査票（農業集落調査用）

農林業センサス農業集落名簿を母集団として利用する。

農林業センサス農業集落名簿は、市区町村の保持する情報等を基に地方農政局^(注5)、北海道農政事務所^(注6)、地方農政局の地域センター、北海道農政事務所の地域センター及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター（以下「地域センター等」と総称する。）の長が作成する名簿であり、地域の実情に精通する者（以下、「農業集落精通者」という。）に関する情報が含まれており、同名簿に搭載された農業集落精通者に対して調査を行う。

(注5) 地方農政局の所在する府県内に地域センターが置かれていない場合においては当該府県内の全域に関する統計事務を、地方農政局の所在する県内に地域センターが置かれている場合においては当該県内に所在する地域センターの管轄以外の地域に関する事務を、地方農政局（地域統計室）が担当する。

(注6) 北海道農政事務所においては、道内に所在する地域センターの管轄以外の地域に関する統計事務を、北海道農政事務所（地域統計室）が担当する。

(3) 報告義務者

ア 農林業経営体調査票

農林業経営体を代表する者

イ 農山村地域調査票（市区町村調査用）

市区町村長

ウ 農山村地域調査票（農業集落調査用）

調査票にプリントしている調査票名に合わせた標記の変更（以下、調査票については同じ）

個人情報保護意識の高まり、調査対象者の利便性を踏まえインターネットを活用した報告を試験的に導入するための変更

農業集落精通者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は、調査票（別添2-1～2-3）を参照。）

ア （略）

イ 農山村地域調査票（市区町村用及び農業集落用）

a～e （略）

(2) 基準となる期日又は期間

平成27年2月1日現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

ア （略）

イ 農山村地域調査票（市区町村用）

(ア) 地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県^(注10)

農林水産省－地方農政局－報告者

(イ) 地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県^(注11)

農林水産省－地方農政局－地域センター－報告者

(ウ) 北海道^(注12)

農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－報告者

(エ) （略）

(オ) 地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）

農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター^(注13)－（地域センター）－報告者

(注10) 当該府県においては、地方農政局（地域統計室）が実査を行う。農山村地域調査票（農業集落用）においても同様。

(注11) 当該県においては、①地域センターが管轄する地域については地域センター、②地域センターが管轄する地域以外

農業集落精通者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は、調査票（別添2-1～2-3）を参照。）

ア （略）

イ 農山村地域調査票（市区町村調査用及び農業集落調査用）

a～e （略）

(2) 基準となる期日又は期間

平成22年2月1日現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

ア （略）

イ 農山村地域調査票（市区町村調査用）

(ア) 地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県^(注7)

農林水産省－地方農政局－報告者

(イ) 地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県^(注8)

農林水産省－地方農政局－地域センター－報告者

(ウ) 北海道^(注9)

農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－報告者

(エ) （略）

(オ) 地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）

農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター^(注10)－（地域センター）－報告者

(注7) 当該府県においては、地方農政局（地域統計室）が実査を行う。農山村地域調査票（農業集落調査用）においても同様。

(注8) 当該県においては、①地域センターが管轄する地域については地域センター、②地域センターが管轄する地域以外

2015年農林業センサスとして実施するための年の変更

の地域については地方農政局（地域統計室）が実査を行う。
農山村地域調査票（農業集落用）においても同様。

(注12) 北海道においては、①地域センターが管轄する地域については地域センター、②地域センターが管轄する地域以外の地域については北海道農政事務所（地域統計室）が実査を行う。農山村地域調査票（農業集落用）においても同様。

(注13) 「取りまとめ地域センター」とは、当該都府県中に所在する地域センターのうち、都府県値の取りまとめ等の業務も併せて行うこととされている地域センターをいう。農山村地域調査票（農業集落用）においても同様。

ウ 農山村地域調査票（農業集落用）

(ア)～(オ) (略)

(2) 調査方法

ア 農林業経営体調査票

(調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（職員）)

調査員が調査票を配布・収集する自計報告により行う。ただし、都道府県又は市町村の職員が調査票を配布・収集することを妨げない。

併せて、状況に応じて調査員が報告者の報告を補助することを妨げない。

イ及びウ (略)

7 報告を求める期間

(1) (略)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア 農林業経営体調査

調査票の配布開始：平成26年12月15日

調査票の回収期限：平成27年2月28日

ただし、農林水産大臣が指定する市区町村については以下のとおり。

の地域については地方農政局（地域統計室）が実査を行う。
農山村地域調査票（農業集落調査用）においても同様。

(注9) 北海道においては、①地域センターが管轄する地域については地域センター、②地域センターが管轄する地域以外の地域については北海道農政事務所（地域統計室）が実査を行う。農山村地域調査票（農業集落調査用）においても同様。

(注10) 「取りまとめ地域センター」とは、当該都府県中に所在する地域センターのうち、都府県値の取りまとめ等の業務も併せて行うこととされている地域センターをいう。農山村地域調査票（農業集落調査用）においても同様。

ウ 農山村地域調査票（農業集落調査用）

(ア)～(オ) (略)

(2) 調査方法

ア 農林業経営体調査票

(調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（職員）)

調査員が調査票を配布・収集する自計報告により行う。ただし、都道府県又は市町村の職員が調査票を配布・収集することを妨げない。

イ及びウ (略)

7 報告を求める期間

(1) (略)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の配布開始：平成22年1月15日

調査票の回収期限：平成22年2月28日

報告者の負担軽減の観点から、調査員による報告者の報告補助を追記
インターネットを活用した報告を試験的に導入することに伴う変更

2015年農林業センサスとして実施するための年の変更及び調査員の安全確保の観点から基準日を変更
東日本大震災被災地域における調査員の確保、市区

<p><u>調査票の配布開始：平成26年12月1日</u> <u>調査票の回収期限：平成27年3月31日</u></p> <p>イ <u>農山村地域調査</u> <u>調査票の配布開始：平成27年4月1日</u> <u>調査票の回収期限：平成27年6月30日</u></p> <p>8 集計事項 (1) (略) (2) 農山村地域調査票 市区町村、<u>旧市区町村</u>及び農業集落を単位として、5 (1) イに掲げる報告を求める事項に加え、法制上の指定地域に関する行政資料を用いて集計する。(詳細は別添3を参照)</p> <p>9 調査結果の公表の方法及び期日 (1) (略) (2) 公表の期日 概要については、平成<u>27</u>年11月末までに行う。 詳細については、平成<u>28</u>年3月末以降、順次公表する。</p> <p>10～12 (略)</p>	<p>8 集計事項 (1) (略) (2) 農山村地域調査票 市区町村、<u>新旧市区町村</u>及び農業集落を単位として、5 (1) イに掲げる報告を求める事項に加え、法制上の指定地域に関する行政資料を用いて集計する。(詳細は別添3を参照)</p> <p>9 調査結果の公表の方法及び期日 (1) (略) (2) 公表の期日 概要については、平成<u>22</u>年11月末までに行う。 詳細については、平成<u>23</u>年3月末以降、順次公表する。</p> <p>10～12 (略)</p>	<p>町村の負担軽減の観点から、当該地域について別途期間を定める また、調査員の確保のため、農山村地域調査の実施期間を変更</p> <p>市区町村と新市区町村は同一のものであるため、整理(内容の変更は伴わない)</p> <p>2015年農林業センサスとして実施するための年の変更</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

調査計画（変更後）

1 調査の名称

農林業センサス^(注1)

(注1) 西暦の末尾が「0」の年に実施するものにあつては、国際連合食糧農業機関（FAO）が提唱する世界農業センサスの趣旨を踏まえ、調査実施上の通称として、「世界農林業センサス」の名称を用いる。

2 調査の目的

本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、農林業構造統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、我が国の農林行政に係る諸施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

ア 農林業経営体調査票

農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としないものは除く。また、林業を行う者については、森林経営計画^(注2)若しくは森林施業計画^(注3)に従って施業を行う者又は保有山林において調査期日前5年間継続して育林若しくは伐採を実施した者、並びに素材生産業において調査期日前1年間に200立方メートル以上の素材生産を行った者を対象とする。以下同じ。なお、農林業経営体の定義については、別添1を参照。）

イ 農山村地域調査票（市区町村^(注4)用）

市区町村

ウ 農山村地域調査票（農業集落用）

農業集落（全域が市街化区域^(注5)の農業集落を除く。以下同じ。なお、農業集落の定義については、別添1を参照。）

(注2) 「森林経営計画」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第11条第5項の認定に係る申し出を行うため、同法第11条第1項に基づき森林所有者等が、対象とする森林についての森林施業の実施に関して5年を一期として作成された長期の方針をいう。

(注3) 「森林施業計画」とは、旧森林法第11条第4項の認定に係る申し出を行うため、同法第11条第1項に基づき森林所有者等が、対象とする森林についての森林施業の実施に関して5年を一期として作成された長期の方針をいい、森林法の改正にともなう経過措置として、附則（平成23年4月22日法律第20号）第8条において、改正森林法の施行以前に認定を受けた森林施業計画において定められている森林施業の実施については、なお従前の例による、とされている。

(注4) 「市区町村」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第3項に規定する市町村（指定都市は除く。）、同法第25条の19第1項に規定する指定都市の行政区並びに同法第281条第1項に規定する特別区をいう（以下同じ。）。

(注5) 「市街化区域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の協議が整ったものをいう。

4 報告を求める者

(1) 数^(注6)

- ア 農林業経営体調査票
約 1,730,000
- イ 農山村地域調査票（市区町村用）
約 1,900
- ウ 農山村地域調査票（農業集落用）
約 140,000

(注6) 報告者数は、平成22年（2010年）調査の実績

(2) 選定方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

ア 農林業経営体調査票

農林業経営体調査客体候補名簿を母集団名簿として利用する。

農林業経営体調査客体候補名簿は、農林水産大臣が定めるところにより、本調査の実施に先立ち、市町村^(注7)が、調査年の前年11月1日現在において作成する名簿であり、同名簿で把握した者のうち、農林業経営体に該当する者のすべてに対して調査を行う（名簿上は、農林業経営体に該当しない小規模な農家や林家も含まれている。）。

(注7) 「市町村」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区を含む（以下同じ。）。

イ 農山村地域調査票（市区町村用）

調査実施年の2月1日現在の市区町村のすべてに対して調査を行う。

ウ 農山村地域調査票（農業集落用）

農林業センサス農業集落名簿を母集団として利用する。

農林業センサス農業集落名簿は、市区町村の保持する情報等を基に地方農政局^(注8)、北海道農政事務所^(注9)、地方農政局の地域センター、北海道農政事務所の地域センター及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター（以下「地域センター等」と総称する。）の長が作成する名簿であり、地域の実情に精通する者（以下、「農業集落精通者」という。）に関する情報が含まれており、同名簿に搭載された農業集落精通者に対して調査を行う。

(注8) 地方農政局の所在する府県内に地域センターが置かれていない場合においては当該府県内の全域に関する統計事務を、地方農政局の所在する県内に地域センターが置かれている場合においては当該県内に所在する地域センターの管轄以外の地域に関する事務を、地方農政局（地域統計室）が担当する。

(注9) 北海道農政事務所においては、道内に所在する地域センターの管轄以外の地域に関する統計事務を、北海道農政事務所（地域統計室）が担当する。

(3) 報告義務者

ア 農林業経営体調査票

農林業経営体を代表する者

ただし、農林水産大臣が指定する地域に該当する農林業経営体については、政府統計共同利用システムを利用して報告することができる。

イ 農山村地域調査票（市区町村用）

- 市区町村長
ウ 農山村地域調査票（農業集落用）
農業集落精通者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は、調査票（別添2-1～2-3）を参照。）

ア 農林業経営体調査票

- a 経営の態様に関する事項
- b 世帯の状況に関する事項
- c 農業経営の特徴に関する事項
- d 経営耕地面積等に関する事項
- e 農業用機械の所有に関する事項
- f 農業労働力に関する事項
- g 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況に関する事項
- h 農産物の販売金額等に関する事項
- i 農作業委託及び受託の状況に関する事項
- j 保有山林面積に関する事項
- k 林業労働力に関する事項
- l 育林面積等及び素材生産量に関する事項
- m 林産物の販売金額等に関する事項
- n 林業作業の受託の状況に関する事項
- o その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項

イ 農山村地域調査票（市区町村用及び農業集落用）

- a 農地・森林の状況等に関する事項
- b 地域資源の保全・活用状況に関する事項
- c 総土地面積・林野面積に関する事項
- d 農業集落の立地条件等に関する事項
- e その他農山村地域の現況を把握するために必要な事項

(2) 基準となる期日又は期間

平成27年2月1日現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

ア 農林業経営体調査票

農林水産省－都道府県－市町村－調査員－報告者

イ 農山村地域調査票（市区町村用）

(ア) 地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県^(注10)

農林水産省－地方農政局－報告者

(イ) 地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県^(注11)

農林水産省－地方農政局－地域センター－報告者

(ウ) 北海道^(注12)

農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－報告者

(エ) 沖縄県

農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者

(オ) 地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）

農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター^(注13)－（地域センター）－報告者

（注10）当該府県においては、地方農政局（地域統計室）が実査を行う。農山村地域調査票（農業集落用）においても同様。

（注11）当該県においては、①地域センターが管轄する地域については地域センター、②地域センターが管轄する地域以外の地域については地方農政局（地域統計室）が実査を行う。農山村地域調査票（農業集落用）においても同様。

（注12）北海道においては、①地域センターが管轄する地域については地域センター、②地域センターが管轄する地域以外の地域については北海道農政事務所（地域統計室）が実査を行う。農山村地域調査票（農業集落用）においても同様。

（注13）「取りまとめ地域センター」とは、当該都府県中に所在する地域センターのうち、都府県値の取りまとめ等の業務も併せて行うこととされている地域センターをいう。農山村地域調査票（農業集落用）においても同様。

ウ 農山村地域調査票（農業集落用）

(ア) 地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県

農林水産省－地方農政局－調査員－報告者

(イ) 地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県

農林水産省－地方農政局－地域センター－調査員－報告者

(ウ) 北海道

農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－調査員－報告者

(エ) 沖縄県

農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者

(オ) 地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）

農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－（地域センター）－調査員－報告者

(2) 調査方法

ア 農林業経営体調査票

（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（職員））

調査員が調査票を配布・収集する自計報告により行う。ただし、都道府県又は市町村の職員が調査票を配布・収集することを妨げない。

併せて、状況に応じて調査員が報告者の報告を補助することを妨げない。

イ 農山村地域調査票（市区町村用）

（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ））

地域センター等から調査票を郵送により配布・収集する方法により行う。ただし、報告者から電子情報処理組織を利用して調査票を作成する申し出があった場合は、LGWAN を活用して調査票を配布・回収するものとする。

ウ 農山村地域調査票（農業集落用）

（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ））

調査員が調査票を配布・収集する自計報告により行う。ただし、報告者が面接聞き取りの調査（他計報告）を希望した場合は、調査員が報告者に対する面接聞き取りを行う。

7 報告を求める期間

（1）調査の周期

5年（西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施）

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア 農林業経営体調査

調査票の配布開始：平成26年12月15日

調査票の回収期限：平成27年2月28日

ただし、農林水産大臣が指定する市区町村については以下のとおり。

調査票の配布開始：平成26年12月1日

調査票の回収期限：平成27年3月31日

イ 農山村地域調査

調査票の配布開始：平成27年4月1日

調査票の回収期限：平成27年6月30日

8 集計事項

（1）農林業経営体調査票

経営体調査票に基づき、農林業経営体、農家・林家を経営単位として、5（1）アに掲げる報告を求める事項について集計する。（詳細は別添3を参照）

（2）農山村地域調査票

市区町村、旧市区町村及び農業集落を単位として、5（1）イに掲げる報告を求める事項に加え、法制上の指定地域に関する行政資料を用いて集計する。（詳細は別添3を参照）

9 調査結果の公表の方法及び期日

（1）公表の方法

概要及び詳細とも、インターネット（e-Stat）、印刷物及び閲覧に供する方法で公表する。

（2）公表の期日

概要については、平成 27 年 11 月末までに行う。

詳細については、平成 28 年 3 月末以降、順次公表する。

10 使用する統計基準

農林業経営体、市区町村及び農業集落を集計対象とし、全国、全国農業地域、都道府県、市区町村、旧市区町村及び農業集落等の表章区分を行うことから、日本標準産業分類等の統計基準は使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
調査票	3 年	農林水産省大臣官房統計部長
調査票の内容を収録した電磁的記録	永年	

12 立入検査等の対象とすることができる事項

本調査の事務に従事する職員は、正確な報告を確保する特段の必要があるときは、前記 5 (1) に掲げる事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

【農林業経営体の定義】

「農林業経営体」とは、次の各号のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- 1 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業
- 2 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が以下に定める規模以上の農業

(1) 露地野菜作付面積	15 アール
(2) 施設野菜栽培面積	350 平方メートル
(3) 果樹栽培面積	10 アール
(4) 露地花き栽培面積	10 アール
(5) 施設花き栽培面積	250 平方メートル
(6) 搾乳牛飼養頭数	1頭
(7) 肥育牛飼養頭数	1頭
(8) 豚飼養頭数	15 頭
(9) 採卵鶏飼養羽数	150 羽
(10) ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
(11) その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
- 3 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3ヘクタール以上の規模の林業(育林又は伐採を適切に実施する者に限る。)
- 4 農作業の受託の事業
- 5 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産業の事業

【農業集落の定義】

「農業集落」とは、市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会をいう。